

保育士修学資金貸付制度

保育士になる夢 叶います!



在学する養成施設の履修期間(最長2年間)、
希望により下記金額で貸付申請することができます。

貸付内容

貸付額 **最大**

160万円

修学資金…………… 月額 **50,000**円
入学準備金…………… **200,000**円
就職準備金…………… **200,000**円

●生活加算制度あり ●無利子

卒業し保育士登録後5年間、**群馬県内**で
児童保育に従事すると、**全額返済免除**。



返済免除

●返済免除の要件:

養成施設を卒業後速やかに保育士登録を行い、1年以内に県内の保育施設等において児童の保護等に引き続き5年間従事すること。

※要件を満たさない場合は原則返還となりますが、返還債務の履行を猶予できる場合もあります。

貸付対象

以下の要件をすべて満たす方

- 県内の養成施設へ在学中の方(通信制を除く)
- 養成施設を卒業後、県内において保育士として児童の保護等の業務に従事しようとする方
- 学業が優秀かつ家庭の経済状況等から真に本修学資金が必要な方
- 同種の修学資金を他から受けていない方

(高等教育の修学支援制度を優先利用して下さい。授業料免除を受けても実費負担が生じる場合のみ、差額支給ができます。)

お問い合わせ先

群馬県福祉人材センター(社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 福祉人材課)

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12(群馬県社会福祉総合センター6階)

■電話 027-226-5411 ■FAX 027-255-6040